

こだわり食品を取り扱う卸・小売業者との商談会 参加事業者 募集要項

1 目 的

首都圏等の食品卸・小売業者のバイヤーを招聘し、商談会を実施することで、備中県民局管内の中小企業及び団体等が製造した食品及び酒類の販路開拓を図る。

2 開催概要

- ・日 程 令和6年2月8日（木）～9日（金）
- ・会 場 各商談先企業
※岡山県産業振興財団の職員がバイヤー担当者と同行して各商談先企業へ訪問します。
- ・内 容 等 事前マッチング個別商談（1社あたり1時間程度）
※商談の際、生産設備等を見学させていただく場合があります。
募集セラー 6社程度
参加バイヤー 1社
※バイヤー概要：高質スーパー（首都圏を中心に約40店舗）
求める商材：冷凍食品、洋日配
- ・参 加 料 無料

3 応募資格

優れた加工食品・飲料等を有し、積極的に大都市圏への販路開拓を目指す中小企業等（※1）で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）岡山県備中県民局管内に本社又は主たる事業所を有すること。
※岡山県備中県民局所管区域
倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町及び矢掛町
- （2）県税を滞納していないこと。
- （3）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者、いずれでもないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （5）事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- （6）食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法等及びJIS規格（日本工業規格）等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。

- (7) 厚生労働省が掲げる HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいること。(※2)
- (8) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (9) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。

※1 「中小企業等」：中小企業支援法（昭和38年7月15日法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）を対象とする。

※2 「HACCP について」：令和3年6月から原則としてすべての食品等事業者は「HACCP に沿った衛生管理」に取り組んでいただくことが必要となるため、今後、支援事業の申込時に HACCP に沿った衛生管理の内容が確認できる「衛生管理計画」および「記録簿」等の提出を求める予定としている。

厚生労働省：HACCP に沿った衛生管理の制度化について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/

※HACCP について不明な点等あれば、財団までご連絡下さい。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ① 申込書
- ② F C P 展示会・商談会シート(食品・事業者情報シート)※主な商品のみ
- ③ 会社概要(企業のパンフレット可)

・①及び②は、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。

https://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/3116.html

・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては、返却いたしません。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課

〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)

TEL 086-286-9677 FAX 086-286-9691 メール shinfo@optic.or.jp

(4) 実施主体

岡山県、公益財団法人岡山県産業振興財団

(5) 提出方法

メールまたはFAXにてご提出ください。

(6) 応募締切

令和6年1月23日(火) 17時 必着

5 注意事項

- (1) 参加事業者には、当日及び事後アンケートをお願いする予定です。ご協力をお願いします。
- (2) 参加事業者は、円滑な進行のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- (3) 参加事業者が損害を被った場合、その損害については参加事業者の負担となります。
- (4) 特別なノウハウや秘密事項については、参加事業者自身で予め法的保護を行うなどの対応をおとりください。
- (5) 商談のマッチングについては、バイヤー側の希望を優先しますので、申込みいただいても商談が設定できない場合があります。

6 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課（衛藤）

〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）

電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp